

事務連絡  
平成23年10月12日

各都道府県災害廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の改正について

先般郵送いたしました標記の交付要綱について改正をいたしましたので連絡いたします。  
改正点は下記のとおりですので、ご理解の上貴管内市町村へ周知をお願いいたします。

記

1. 本改正により交付申請書の提出様式が下表のとおりとなりますのでご留意ください。

表：交付申請書の提出様式について

対象市町村	改正後	現行
特定被災地方公共団体の市町村	様式（6）	様式（6）
特定被災地方公共団体の市町村以外の市町村（解体事業有り）	様式（6）	様式（2）
特定被災地方公共団体の市町村以外の市町村（解体事業無し）	様式（2）	様式（2）

2. 廃棄物処理費用の算定については「廃棄物処理費の算定基準」と実勢価格とを比較していずれか低い額を用いるため、「廃棄物処理費の算定基準」により算定した処理事業費及び算定の根拠資料、実績価格による処理事業費及び根拠資料をご提出頂く必要があります。また、損壊家屋等の解体工事費についても同様です。（参照「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱について」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別紙））

そのため災害等廃棄物処理事業の報告、交付申請書の提出において、各算定資料等を遺漏なくご提出ください。

以上